

自己点検事項

◇ 一類感染症患者入院医療管理料(A305)

(1) 病院の治療室を単位としている。 (適 ・ 否)

(2) 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1以上である。 (適 ・ 否)

(3) 次のいずれかの指定医療機関である。 (適 ・ 否)

ア 感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関

イ 感染症法第6条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関

点検に必要な書類等

- ・ 勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌
- ・ 日々の入院患者数が分かる一覧表

医療機関コード

保険医療機関名